

災害等緊急時における施設利用の協力に関する協定（案）

菊陽町杉並木公園（菊陽町総合運動公園）の管理運営に関する基本協定書（以下、「協定書」という。）第15条の規定に基づき、菊陽町（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、地震、風水害などの自然災害、並びに火災若しくは爆発及びその他の大規模な事故等が発生した、または発生が予測される場合（以下「災害等緊急時」という。）で、かつ菊陽町内において避難所・避難場所や災害対応のため拠点等が必要な場合、または、甲が実施するまたは協賛する防災訓練等を実施する場合において、菊陽町地域防災計画、及び国民保護計画等に規定する活動に加え、甲若しくは甲が許可する者又は乙自らが、乙が管理運営する施設を活用して円滑な対応ができるよう、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 本協定の対象施設は、次のとおりとする。

施設等名称	所在地
菊陽町総合体育館	菊陽町原水5352番地3
杉並木公園管理センター	菊陽町原水5326番地
杉並木公園ふれあい広場	菊陽町原水5322番地 他
杉並木公園スポーツ広場	菊陽町原水5308番地1 他

2 施設における付帯の使用箇所については、施設全体とする。

（協力要請等）

第3条 甲は、災害等緊急時に前条に規定する施設を、避難者や帰宅困難者のための避難所及び菊陽町災害対策本部や広域応援部隊等の活動拠点並びに資機材保管場所等として利用する必要があるときは、乙に対して協力を要請する。

2 甲は、前項の規定に準じて、菊陽町以外における災害等緊急時による協力要請を行うことができる。

3 乙が、災害等緊急時において緊急に対応することが必要と判断した場合は、甲にその状況及び協力の可否を連絡する。

4 前3項の場合において、乙は、協定書に規定する管理運営業務に代えて、甲に対する協力を行うこととする。

(協力内容)

第4条 前条第4項の規定により乙が甲に対し協力を行う場合において、その協力内容は、原則として、甲が行う前条第1項に規定する内容における補助業務とする。

- 2 前項の規定に関わらず、甲が必要と認める場合は、前項の補助業務以外の業務について協力を要請する場合がある。

(連絡体制)

第5条 前項で規定する甲の要請は、菊陽町長の名により、原則として当該施設の長に対して行うこととする。

- 2 本協定の目的を達するため、甲乙は互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。別紙1「緊急連絡先一覧（令和〇年〇月〇日現在）」

(協力体制)

第6条 乙は、あらかじめ協力内容について甲と協議し、協力体制を明らかにしておく。

- 2 前項の内容に変更が生じた場合は、乙は、甲と協議して協力体制を変更することができる。
- 3 災害対応についての基準は、別紙2「災害対応業務分類表」による。（細部については、別途協議する。）

(費用負担)

第7条 乙が第3条の規定による協力のために要する経費は、甲が負担する。

- 2 前項の経費は、次に掲げるとおり決定するものとする。

(1) 施設の使用料金等

(細部については、別途協議する。)

(2) 人件費

労働基準法に基づき支払う。（細部については、別途協議する。)

(3) 施設の原状回復などに係る措置費用

災害等緊急時の施設の使用により、対象施設に発生した損害の補償及び管理運営に関して増加した費用の負担については、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として、甲乙両者の協議により決定するものとする。

(4) その他の費用

この協定に定めのない費用が発生したときは、甲及び乙の協議により定めるものとする。

(訓練等)

第8条 乙は、自らの負担と責任において、その管理する施設及び設備等について災害等緊急時に備え、安全性の確保、消火、救出救助避難所の生活環境の向上等のための資機材の整備、その他の対策の推進を図らなければならない。

2 乙は、積極的に町民、自主防災組織等と連携を図るよう努めなければならない。

3 乙は、災害等緊急時の対応に関する知識又は技術を習得するため、防災訓練等に参加するよう努めなければならない。

(補償等)

第9条 甲は、第3条各項に定めるところにより、協力を行った乙の社員等が、協力を行った業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合であって、関係する法律又は甲の定める条例（以下「関係法令」という。）で定める損害補償等の要件に該当するときは、関係法令の規定に基づき、その損害を補償するものとする。

(その他)

第10条 本協定に定めるもののほか、この協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、この協定の締結日から令和○年○月○日までとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和○年○月○日

甲 住所 熊本県菊池郡菊陽町久保田2800番地
氏名 菊陽町長 吉 本 孝 寿

乙 住所 ○○○○
氏名 ○○○○

緊急連絡先一覧

甲			乙		
所属	氏名	連絡先	所属	氏名	連絡先
危機管理防災課	山田太郎	090-3827-xxxx kdgj@gmail.com			
スポーツ振興課					

24時間対応可能な連絡先を記入

災害対応業務分類表

項 目	分類Ⅰ	分類Ⅱ	分類Ⅲ
	自主避難	①警戒レベル 3 「高齢者等避難」 ②警戒レベル 4「避難指示」	大規模災害
開設の判断・指示	○施設所管課又は危機管理防災課から開設指示（予想される気象推移及び災害の発生状況等により開設を判断する。）	○施設所管課又は危機管理防災課から開設指示を行う	○災害対策本部等から開設指示を行う。突発的かつ大規模な災害が発生した場合（震度 5 弱以上の地震）は、指定管理者は、管理施設が避難所として使用可能か点検を行い、点検結果を災害対策本部に報告する。 ○報告に基づき、避難所として開設するか災害対策本部が判断し、指示する。
開設業務	○指定管理者と町職員が協力し開設する。 ○避難所として必要な備品等は町職員があらかじめ準備し、施設内に備蓄する。		○町職員、地域住民、及び避難者等と協力して開設する。 ○指定管理者は、予約の取り消し等の通報を実施する。
運営業務	○初期については、指定管理者と町職員が協力して運営する。2 日目以降については、徐々に避難者を中心とした避難所運営委員会が主体となり避難所を運営する態勢に移行する。 ○指定管理者及び町職員は、避難所運営に関与する。（主体は被災者）		
施設管理業務	○指定管理者が行う。 ○避難所運営に必要な資材等については、町が整備する。 ○避難所運営に伴い購入した必要な消耗品については、実費を町に請求する。		
閉鎖の判断・指示	避難者の、帰宅又は、他の避難所への移動について、災害対策本部等に報告し、本部長の指示により閉鎖する。		
その他	食事の提供は、行わない。自主避難者が基本的に準備する。	1 日程度の避難であれば、食事の提供は行わない。但し、品薄で購入できない等の理由の場合は、提供について協議する。	災害対策本部の指示により町が調達・準備した食料、その他の支援物資を提供する。